

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第208号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年5月30日 10時00分ごろ	
発生場所	阪神港尼崎西宮芦屋区 兵庫県尼崎市尼崎西防波堤灯台から真方位042° 1.35海里付近 (概位 北緯34° 42.1′ 東経135° 23.7′)	
事故等調査の経過	平成22年9月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	砂利採取運搬船 第八 ^{みほ} 実穂丸、470トン	
船舶番号、船舶所有者等	130836、実穂海運有限公司	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	プロペラ曲損及び欠損、ビルジキール及び船尾船底部に亀裂	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、砂約800m ³ を積載し、船首約4.0m、船尾約5.2mの喫水で、阪神港尼崎西宮芦屋区において着岸作業中、平成22年5月30日10時00分ごろ、浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、阪神港尼崎西宮芦屋区において着岸作業中、水深の確認を行わなかったことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、阪神港尼崎西宮芦屋区において着岸作業中、水深の確認を行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	